

千 公 互 第 7 4 号
令 和 7 年 3 月 2 5 日

各 所 属 長
関係市町村教育委員会教育長 様
関係教育団体の長

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
(公印省略)

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会規則の一部改正について(通知)

日頃、互助会事業の運営につきまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年2月21日に開催された令和6年度第3回理事会において、下記のとおり規則及び各種様式の一部改正が承認されました。
ついては、貴所属会員に周知するとともに、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。
なお、互助会ホームページに新様式及び記入例を掲載しますので御活用ください。

記

1 一部改正する規則及び主な改正内容

退職慰労金規則

第2条第6項を削除

- ・返還経費についての記載を削除した。

第8条を削除

- ・返還経費の控除についての記載を削除した。

この規則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

2 様式の改正

下記の様式を改正する。

給付規則

様式第2号(第9条第2項)結婚祝金請求書

様式第7号(第15条第3項)福祉施設利用補助金請求書

別定様式(第26条第2項)予防接種補助金請求書

この様式は令和7年4月1日以降の請求から適用とする。

問合せ先：(一財)千葉県公立学校教職員互助会
〒260-8629 千葉市中央区中央4-13-10
千葉県教育会館 新館8階
TEL 043-223-4119
HP <https://www.chibagojo.or.jp/>

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則 新・旧対照表

新	旧	改正理由・内容
<p>(定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会 員 運営規則第4条に掲げる者をいう（退職会員及び再任用会員を除く。）。</p> <p>(2) 会 費 運営規則第10条の規定により、会員が互助会に納入した金額をいう。</p> <p>(3) 退職慰労金 会員の納入会費のうち退職慰労金事業会計に積み立てた金額（預り金）をいう。</p> <p>(4) 積立率 納入会費における退職慰労金の積立割合をいう。</p> <p>(5) 未償還金 互助会の行う貸付事業に係る未納額をいう。</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 遺 族 死亡による退会時に会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であった者並びに会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会 員 運営規則第4条に掲げる者をいう（退職会員及び再任用会員を除く。）。</p> <p>(2) 会 費 運営規則第10条の規定により、会員が互助会に納入した金額をいう。</p> <p>(3) 退職慰労金 会員の納入会費のうち退職慰労金事業会計に積み立てた金額（預り金）をいう。</p> <p>(4) 積立率 納入会費における退職慰労金の積立割合をいう。</p> <p>(5) 未償還金 互助会の行う貸付事業に係る未納額をいう。</p> <p>(6) 返還経費 <u>口座振込手数料及び退職慰労金返還通知書発送費用をいう。</u></p> <p>(7) 遺 族 死亡による退会時に会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であった者並びに会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族をいう。</p>	<p>返還経費について 削除</p>

新	旧	改正理由・内容
<p>(返還経費の控除) 第8条 <u>削除</u></p>	<p>(返還経費の控除) 第8条 <u>互助会は、退職慰労金の返還に際し返還経費の支出を要する場合は、その額を退職慰労金から控除する。</u></p>	<p>返還経費の控除について削除</p>